

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年11月10日（金） 10：01～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
林芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）
齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木俊一 国務大臣

欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

欠席者：野上浩太郎 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	4件
○国会提出案件	19件
○政令	7件
○人事	5件
○報告	1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ナイジェリア国」及び「ウルグアイ国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、15日、信任状捧呈の予定であります。

次に、質問主意書に対する答弁書19件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「マイナンバー法附則第3条の2第2項の政令で定める日を定める政令」は、日本年金機構が情報照会者等に該当しない日を本年11月16日までと定めるものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、特定個人情報を提供することができる法律の規定として、外国居住者等所得相互免除法の規定を追加するものであります。

次に、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日令」は、同法のうち、人工衛星の打上げ等の申請を受けることに関する規定等の施行期日を本年11月15日と定めるものであり、「同法施行令」は、ロケット落下等損害賠償補償契約に係る補償金の返還等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を本年11月15日と定めるものであり、「同法施行令」は、衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができる国の機関等を定めるものであります。

次に、「著作権法施行令の一部を改正する政令」は、著作権者不明等の場合における著作物の利用等に係る裁定の申請手数料の額を引き下げるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、加藤厚生労働大臣が明日から12日まで第10回日中韓三国保健大臣会合出席等のため、中川環境大臣が13日から17日まで気候変動枠組条約第23回締約国会議出席等のため、吉野復興大臣が12日から16日まで、米日カウンスル年次総会出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、財務大臣麻生太郎に、国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、ボツワナ国駐箚大使尾西雅博、トンガ国駐箚大使沼田行雄、カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤大使門司健次郎、ポルトガル国駐箚大使東博史、ノルウェー国駐箚大使國方俊男、ジャマイカ国等駐箚大使中野正則、及びセルビア国兼モンテネグロ国駐箚大使高原寿一を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。また、セルビア国駐箚大使丸山純一に兼ねてモンテネグロ国駐箚を、イタリア国駐箚大使片上慶一に兼ねてサンマリノ国等駐箚をそれぞれ命ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、芦田克己外177名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「平成29年度第2・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年7月から9月までの3か月間に締結された、19か国、3機関の計37件、総額約432億円の取極について、取りまとめたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「円借款の供与に関する書簡」をインドネシア及びフィリピンとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。インドネシアとの書簡は、「港湾開発計画」外1件に約1,272億円を、フィリピンとの書簡は、「地下鉄計画」外1件に約1,139億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、書簡交換の日は、インドネシアが13日、フィリピンが12日であり、それまで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、23か国、3機関に対する計33件、総額約343億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、松山大臣。

○松山国務大臣：平成29年度「家族の日・家族の週間」について、御説明いたします。

11月19日を「家族の日」とし、その前後1週間の明後日11月12日から25日まで、「家族の週間」を実施します。

この「家族の日・家族の週間」は、子育てを支える家族と地域の大切さについて国民の理解を深めていただくため、関係府省や地方公共団体、関係団体及び民間企業などと連携し、全国各地で様々な啓発活動を集中的に実施するものです。

一億総活躍社会の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる社会づくりを進めるため、閣僚の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：政府主催の全国都道府県知事会議を、別紙のとおり、11月24日金曜日午後3時30分から総理大臣官邸で開催することとしたいので、御了解くださるようお願いいたします。なお、当日の会議では、内閣総理大臣と知事との懇談、各閣僚と知事との懇談を行うこととしております。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる麻生副総理から御発言がございます。

○麻生国務大臣：加藤大臣、中川大臣及び吉野大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松山大臣を厚生労働大臣の臨時代理に指定するとともに、拉致問題担当大臣の事務代理を命じ、齋藤大臣を環境大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力防災担当大臣の事務代理を命じ、小此木大臣に復興大臣の事務代理を命じます。また、安倍内閣総理大臣は、海外出張いたしておりますが、その出張不在中、私が、内閣総理大臣の臨時代理に指定されておりますので、御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、梶山大臣。

○梶山国務大臣：お手元に、昨日の行政改革推進会議で取りまとめられた「秋の年次公開検証」の対象事業に関する資料をお配りしております。

本年、東京においては、11月14日から16日までの3日間にわたり、資料（別紙1）に掲げる各府省の事業を取り上げ、外部有識者の参加を得て、その効果や効率性等について、公開の場で議論を行います。

これに加え、徳島においては、11月19日に、資料（別紙2）に掲げる各府省の事業を取り上げ、同様に公開の場において議論を行います。

行政改革推進会議への報告については、「秋の年次公開検証」での議論を踏まえ、私が行政改革推進会議の有識者議員とも相談した上で取りまとめ、12月上旬に予定している会議の議題にしたいと考えております。

この取組は、国民が納める税金が使われる事業の政策効果等を検証し、事業間の重複を排除するなど、政府の政策を効果的・効率的に進めていくための改善策を議論するものであり、国民に政府の真摯な取組を見ていただき、政府に対する信頼を維持する上で、極めて重要です。

閣僚各位におかれましては、「秋の年次公開検証」で充実した議論が行われるよう、御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、野田大臣。

○野田国務大臣：11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、安倍内閣が進める「すべての女性が輝く社会」を実現するために必要不可欠な取組です。

本運動では、地方公共団体や関係団体等との連携の下、取組について啓発を行うとともに、被害を受けている方には相談を行うよう呼びかける広報などを集中的に行います。全国のランドマークをシンボルカラーである紫色に点灯する「パープル・ライトアップ」を始め、各地で様々な取組が行われます。

閣僚各位におかれましては、女性に対する暴力の根絶に向け、本運動の期間中、女性に対する暴力の根絶のシンボルとして使われているパープルリボンを御着用いただくとともに、一層の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

（注）「円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の2の書簡の交換」は、予定していた11月12日（日）の書簡の交換が延期となり、11月13日（月）に実施された。

閣議案件

〔平成29年
11月10日〕 (金)

◎一般案件

資料
なし

- ☆ ナイジェリア国特命全権大使モハンメド・ガナ・イサ外1名の接受について (決定) (外務省)

◎国会提出案件

資料
あり

-
1. 衆議院議員逢坂誠二 (立憲) 提出国難突破解散の意味に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
 1. 衆議院議員逢坂誠二 (立憲) 提出内閣の国会召集の権限に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
 1. 衆議院議員初鹿明博 (立憲) 提出憲法第53条に基づく国会の召集要求に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
 1. 参議院議員有田芳生 (民進) 提出北朝鮮による拉致被害者に対する政府の聞き取り調査に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
 1. 参議院議員古賀之士 (民進) 提出九州北部豪雨からの復旧・復興に関する補正予算の必要性に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣府本府)
 1. 衆議院議員初鹿明博 (立憲) 提出関東大震災における朝鮮人虐殺に関する質問に対する答弁書について (決定) (警察庁)
 1. 参議院議員山本太郎 (希会) 提出警察官及び警察行政職員の採用試験に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出今次の総選挙の執行に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出ストックホルム合意における「日本人配偶者」に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出河野外務大臣の就任直後の会見における日米原子力協定に関わる認識に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出日本政府が国連総会第1委員会に提出した核兵器廃絶決議案に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出北朝鮮の核・ミサイル開発と「第2次朝鮮戦争」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員山本太郎（希会）提出沖縄・米軍ヘリ炎上事故現場における米軍の行為及び日本政府の対応と日米地位協定に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出北朝鮮のおかげとはどのような意味と理解すべきかに関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出ストックホルム合意における遺骨及び墓地、残留日本人に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員古賀之士（民進）提出C型肝炎救済法の請求期限に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出核燃料サイクルについての世耕経済産業大臣の発言に関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（立憲）提出神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する質問に対する答弁書について（決定）（原子力規制委員会）
1. 参議院議員川田龍平（民進）提出電磁パルス攻撃に対する原子力関連施設の安全確保に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

◎政 令

資料あり
資あ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第3条の2第2項の政令で定める日を定める政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）
（同上）
- 〃 ○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（決定）
（同上）
- 〃 ○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令（決定）
（同上）
- 〃 ○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（決定）
（同上）
- 〃 ○著作権法施行令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学・財務省）

◎人 事

資料あり
資 料
な し
あ り

- ☆厚生労働大臣加藤勝信外2名の海外出張について（了解）
- 財務大臣麻生太郎に国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表等を，環境大臣中川雅治に気候変動に関する国際連合枠組条約第23回締約国会議日本政府代表等を命ずることについて（決定）
- 〃 ○特命全権大使尾西雅博外6名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆元特定郵便局長芦田克己外177名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報 告

資料あり
資 料
あ り

- ☆平成29年度第2・四半期に締結された無償資金協力に係る取極について（外務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成29年〕
〔11月10日〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり
- {
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の2の書簡の交換
- について (決定) (外務省)
- 〃 ○ 無償資金協力に係る取極の締結 (平成29年度第5次取りまとめ分) 等について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]